

第十三回 参議院法務委員会會議録第三十八号

昭和二十七年五月十六日(金曜日)午後一時四十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 小野 義夫君

委員 伊藤 修君
一松 定吉君
加藤 武徳君
左藤 義詮君
玉柳 實君
長谷山行毅君
岡部 常君
吉田 法晴君
羽仁 五郎君
栗栖 越夫君

委員外議員 龍野喜一郎君
政府委員 佐藤 達夫君
法制意見長官 野木 新一君
法務府法制局長 見第四局長
法務府法制意見参事官 位野木益雄君
法務府民事局長 村上 朝一君
事務局側 西村 高兄君
常任委員会専門員 堀 眞道君
常任委員会専門員 堀 眞道君

本日の会議に付した事件

- 連合委員会開会の件
- 小委員長の選任の件
- 小委員長の選任に関する件
- 小委員長の報告
- 会社更生法案(内閣提出、衆議院送付)(第十二回国会継続)
- 破産法及び和議法の一部を改正する

法律案(内閣提出、衆議院送付)(第十二回国会継続)

○工場抵当法及び鉱業抵当法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小野義夫君) これより委員会を開きます。

先ず連合委員会についてお諮りいたします。法務府設置法等の一部を改正する法律案について内閣委員と、集団示威運動等の秩序保持に関する法律案について地方行政委員と、それら連合委員会を開きたいと思ひますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(小野義夫君) 御異議ないと認めます。ちよつと速記をとめて下さいます。

〔速記中止〕

○委員長(小野義夫君) それじや速記をつけて下さい。なお警察法の一部を改正する法律案につきましても連合委員会を申込むことに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(小野義夫君) 御異議がないと認めます。

○委員長(小野義夫君) 次に小委員選定の件につきましても、前回の委員会におきまして集団暴力に関する調査の小委員の人選は委員長に御一任を願つたのでありますが、委員長におきましては委員各位の御希望を参酌の上、次の諸君を小委員に指名いたしました。伊藤修君、一松定吉君、加藤武徳君、左

藤義詮君、長谷山行毅君、岡部常君、中山福蔵君、内村清次君、吉田法晴君、片岡文重君、羽仁五郎君、及び委員長と以上十二名でございませう。なお小委員会におきまして証人喚問その他の事項中にはその手続を委員会に決定せねばならぬこともございませうが、これらのことは便宜委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(小野義夫君) 御異議がないと認めてさよう決定いたします。

○委員長(小野義夫君) 次に会社更生法案及び破産法及び和議法の一部を改正する法律案、以上二法案を便宜一括して議題に供します。同案は第十国会以来会社更生法案等に関する小委員会において継続審議を行なつて参つたのでございませう。先ず小委員長の御報告を願ひます。

○伊藤修君 只今議題になりました両法案につきましても、小委員会の審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

先ず会社更生法案についての概略の内容を御説明申し上げます。会社更生法案は窮境にあるか、又は再建のできる見込みのある株式会社についてその債務を減額し、又は支払期日を延期する等関係人の協議によつてその権利を調整しながら、会社の事業を継続させ、その更生を図ることを目的としておるものであります。この法律は株式会社が弁済期にある債務を弁済すれば、事

業の継続に著しい支障を来したとき、会社に破産の原因となる事実の生ずる虞れがあるときに、漫然と放置して会社を破産に陥らしむることなく、債権者の譲歩により、又は第三者が会社の債務を引受ける等の解決方法を講じ、強力な法律の保護によつて会社の存立を図り、既存の和議法、会社の整理規定等に欠けていた会社の更生を図らうとすることが主眼であるのであります。

○委員長の経営が困難となつた場合において債権者はその会社を破産に陥れることは必ずしも利益とはならない。このために通例は債権者及び債務者間の協議によつてその会社の経営を債権者の管理下に置き、その債務の整理と会社の復活を図つていくことが通例である。この管理の性質は法律的には債権者と債務者間の裁判外の示談であつて、債務の一部の免除又は弁済の猶予等をその内容としておるのであります。

従つてこの示談の成立のためには、全債権者の協議が完全に一致した場合でなければ実現が困難であり、会社の更生の方法におきましても、全債権者の合意を必要とする。これは従つて利害関係人の多い大資本の会社であればあるほど、極めてその更生が困難であることは免れないのであります。これは當事者間の示談を基礎とするからであつて、この不便を除去して真に会社の更生を図るためには、これを債権者の多数決によつて定め、且つ公正のために裁判所の認可を必要とし、会社更生の手続に法律上の保護を与えるならば、極めて会社の更生は図りやす

いものとなるであらうと思ふのであります。会社更生法は右の債権者管理の方式に法律上の力を加へると共に、整理計画即ち更生計画の遂行に幾多の法律上の特例を認めて、

〔委員長退席、理事岡部常君委員長席に着く〕

更生に対する障害を排除し、会社の再建を容易ならしめるように図らうといふことがその概略的な内容であるのであります。

第一に会社更生法案の内容について申し上げます。会社の更生を図るためには、裁判所、会社、債権者及び株主等の幾多の行為が順次に相次ぎ相接して遂行されることを要するが、この連続した一団の行為を更生手続というておるのであります。この更生手続は、利害関係人又は会社自体から裁判所に対し、更生手続の開始申立をすることによつて始まり、裁判所はこの申立を理由があると認めた場合において更生手続を開始決定をし、これと同時に管財人を選任することになります。この管財人はその会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分権を把握して会社の再起に努め、且つ更生手続の遂行のために、裁判所の監督の下に各種の手続を行へるのであります。更生手続の開始決定があれば、裁判所は直ちにその旨を公告いたしますが、債権者及び株主は、この手続に参加するためには裁判所の指定する期日までにその権利を届出なければならぬことといたし、裁判所は届出のあつた権利につき調査をしてこれを確定させるが、他面

においては届出のあつた関係人を集めて関係人集会を開いて、会社更生の方法を樹立するため更生計画案を決議させなければならぬのであります。この更生計画から除外された権利は、更生計画がその効力を有するに至れば自然債務となり、会社は弁済の責任を免れるものでありまして、関係人集会において可決された更生計画を裁判所が認可の決定をすれば、更生計画はそのときから効力を発生するに至るのであります。更生計画が認可されれば、その内容において定めている條項に従つて権利関係は確定し、管財人はその計画の定めに従つて事業を継続し、その収益を以て債務の弁済に充てる等計画を遂行しなければならないことになっております。従つて管財人の職務は非常に困難なものでありますが、その計画遂行の努力によつて会社の債務が計画に従つて順次整理されるに至れば、裁判所は更生手続の必要がないので、更生手続の終結決定をしなければならぬのであります。この終結決定があるときには更生手続はこれによつて終了するものであります。で、会社は更生手続開始以前の狀態に回復するものとなっております。

第二に株式会社事業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができないとき、又は破産の原因となる事実の生ずる虞れがあるときは、この更生手続を開始する原因となるものであります。この更生手続開始の原因があるときは、会社は裁判所に対して更生手続開始の申立てをすることができ、会社に破産の原因となる事実の生ずる虞れのある場合には、資本の十分の一に当る債権

を有する債権者、又は発行済株式の總数の十分の一以上に當る株式を有する株主も、又裁判所に対して更生手続の開始の申立てをすることができ、原案におきましてはこのいわゆる資本の十分の一の債権者という点につきましては、金額において制約いたしまして百万円以上のものであることになつておる次第であります。申立をするには会社又は債権者若しくは株主がするとの區別なく、裁判所に更生手続開始の申立書を提出することを要し、且つその開始原因となる事実を疏明し、更生手続の費用として裁判所の定める金額を予納しなければならないことになつております。

第三に、開始決定につきましては、裁判所は更生手続開始決定の申立があつた場合において、その理由の有無につき調査し、申立の理由があると認めるときには更生手続の開始決定をしなければならぬことになっております。裁判所がこの決定をする場合には、同時に管財人を選任し、且つ債権の届出期間、第一回の関係人集会の期日及び債権調査の期日を定めて公告することを要することになつております。裁判所がこの更生手続の開始決定をしたときは、会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権限は管財人に専属することになり、会社の代表取締役はこれらについてその権限を喪失することになっております。開始決定の効力については、更生手続の開始決定があると、会社は更生手続の開始によつて財産の処分、取引等各種の行為に制限を受け、従前のように自由に法律上の行為をすることができなくなつております。例えば会社は更生手

続にやらなければ資本減少、新株又は社債の発行、利益又は利息の配当等をする事ができないし、又定款の変更には裁判所の許可を要し、会社がその財産に關してした行為は更生手続の關係においては効力を主張できなくなります。更に会社の相手方が会社に対してする弁済等についても制限を受けるに至ることになっております。

第四には、更生債権、更生担保権株式の届出及び確定についてであります。更生手続の開始前の原因によつて生じたもので会社に対する債権を更生債権といひ、会社に対する担保権を更生担保権という。これらの権利者は、更生手続の開始決定があつた場合に会社の株主と共に更生手続に参加しなければその権利の行使ができないものであつて、参加した場合にはその債権額に應じ、株主は株式の数に應じて、関係人集会において議決権を行使することができるのであります。更生債権者、更生担保権者、又は株主が手続に参加するためには、その権利の届出期間内にその権利を裁判所に届出たことを要し、裁判所は届出のあつた更生債権及び更生担保権につき調査期日に調査をしなければならないことになり、この場合に関係人に異議がなければその権利及び議決権の額等は確定し、若し異議があればその関係人は訴によつてその権利を確定させなければならぬのであります。

第五に関係人集会についてであります。但し、届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主等の利害関係人で関係人集会を構成する、これは裁判所の招集によつて開かれる、この関係人集会には第一回から第三回までの集会があ

つて、第一回の関係人集会は会社の業務及び財産の管理、管財人の選任等に関し裁判所に意見を述べることを目的としており、第二回の関係人集会は第一回の集会後に作成された会社更生計画案の審理を目的としており、第三回の関係人集会は更生計画案の議決を目的としておるのであります。第三回の関係人集会においては更生債権者の更生担保権者、株主はそれらの組に分類され、その権利の確定額、又は株式の届出数に応じて議決権を行使することができ、更生計画案を可決するのであります。更生債権者の組では議決権の総数の三分の二、更生担保権者の組では、担保権の期限の猶予を定めるときには議決権の四分の三、減

免その他權利に影響を及ぼす定めをするときにはその全員となつておるのであります。原案においてはこの点は、すべて担保権者の權利を制約するのにかういう區別をいたしていないのであります。まして、委員会におきましてはこの点に對するところの區別をすべきだといふように考えまして、かういふような内容に改めたいといふふうに考えておつたのであります。株主の組では、議決権を行使することのできる株主の議決権の總数の過半数のそれ／＼の議決権を有する者の同意を得なければならぬといふこととされておるのであります。

第六は更生計画の内容についてでありますが、更生計画の内容は会社の再建の基本方針であり、且つ利害関係人と会社との和解除項でもありまして、従つて更生計画においては必ず更生債権者、更生担保権者、又は株主の権利を変更する事項、公益債権の弁済に關

する事項及び債務の弁済資金の調達方法等を定めなければならないこととした。なお更生に必要な事項はこれを定めることができるが、営業又は財産の譲渡、出資又は賃貸、事業の経営の委任、定款の変更、取締役、監督役の変更等を定めた場合には、商法の規定による手続を履行しないでも計画の認可によつてその内容に従ひ効力を発生することにしたのであります。これらの商法の規定によらないで効力を生ずるものとする特例は、会社更生法が特に会社の更生のために障害となる手続を省略して、積極的に会社の更生を図ろうとするためのものであつて、この法律の特色であると言わなくてはならないのであります。

第七は更生計画案の認可についてでありますが、関係人集会で更生計画案を可決したときは、裁判所はその更生計画案の認可又は不認可の決定をしななければならぬのであります。裁判所が認可の決定をしたときは、更生計画はその効力を生じ、会社その他の利害関係人はこれによつて拘束せられるのであります。この場合には、租税、罰金等の債務は別として、計画で定められた権利又はこの法律で認められた権利以外のすべての更生債権及び更生担保権は自然債務となつて、会社はその支払の義務を免れ、株主の権利及び会社財産の上に存した担保権は消滅するといふ強力な効力を生ずるものであります。

第八は更生計画の遂行についてであります。更生計画の認可決定があつたときは、管財人は速かにその計画を遂行しなければならないのであります。この場合には、裁判所は計画遂行

この計画遂行に當つては管財人は、商法の規定又は定款の定めにかかわらずこの法律の特別規定によつて創立總會、株主總會、又は取締役会の決議を必要とする手續についても決議を要せずして手續を進めることができ、他面において事業を經營して収益を挙げ、これを更生計画に従つて債務の弁済に當て又は積立てる等会社の実生のために努めなければならないことになつておるのであります。

第九は更生手続の終結についてであります。裁判所は、更生手続が順調に進行し更生計画が完全に遂行されたとき、又は更生計画が遂行されることと確実であると認めるに至つたときは、更生手続は本来の目的を達したものであるので、裁判所は更生手続の終結を定しなければならぬのであります。裁判所のこの決定があるときは、更生手続はここにおいて終了し、従て管財人の任務は解かれ、会社は完に管財人の手を離れて更生手続開始の状態に回復するのであります。以上が原案に対するところの大体内容説明であります。

委員会におきましては、本案が昭二十六年五月七日第十国会に政府より提案せられまして以来、小委員会に託いたされましてその間第十一国会第十二国会、第十三国会に至るまで続審査をいたして参つた次第であります。四国会に亘りまして公式に委員を開くことは十四回、大阪におきまして財界及び各界の代表者の御参集を促しまして本案に対するところの意見

ましては東京の財界及び各界の代表者の意見を求めることが一回あつたのであります。こうして委員会におきましては本案に対しまして慎重審議いたしまして、本案の持つところの意義といふものが今日の日本の財界、企業界に及ぼすところの影響の重大性に鑑み、本案が目的とするところの趣旨を十分生かすべく本案の審議をその面に集中する必要があると考へ、各代表者の意見を総合いたしました上、原案がい

る整理といふことに軍品が置かれた。て、いわゆる更生法と称せられるにかかわらず更生手続の面におきまして少しも足らざる点がある、又更生の運営についても欠けるところありと考へられました。この面に主力を注いで来たのであります。然るに今日我が国の法制の上におきましては、商法のいわゆる整理規定及び破産法、破産法のこうした三つの、事業の不振によるころのその整理の法律体制というものが整つておるのでありますが、今日の更生法が企図するところのものはうじやなくして、そうした実情にあつたころの会社を如何にして更生せしめ

て、整理の目的を達成し、その結果として全なるところの会社に生き返らせるの回復せしめるというところに本法のたる狙いがあり、目的があるのである。従つてこの法律において主力をぐべきは、如何にして更生手続を図かという点にあると考えられるのである。かような意味合におきまして、本法におきまふところの法律体制の上におきまして、先ずこの点を委員会に

りまして、公式の委員会以外におきまして非公式に十数回の会合を政府及び法制局及び委員会において合同して持つて鋭意調査研究いたしました結果、原案につきまして次の十八点について修正し、以て委員会においての審議の経過によつて得たところの目的を達成しようと考えた次第であります。

この修正の第一点はいわゆる原案の三十條の二項におけるところの更生手続開始の申立のできる責権者は、原案

におきましては百万円以上となつてやるのであります。今日の経済取引の申分から考えまして百万円という数字はよりましては、この更生手続の申立を濫用される虞れがあるという点が先づ考えられるのです。従つてこれは原案におけるところの資本の十分の一とばかり睨み合せまして、この資本の十八の一以上に当るところの債権者をして更生手続の申立をなすことができるというふうに修正するほうが実状に適うのではないかとするので、この点に対してお手許に差上げましたようにならに修正いたしたいと考えた次第であります。

第二点は、更生手続の申立があつた場合におきまして、裁判所は必要と認めるときはいつでも他の手続の中止を命ずることができるということになって、包括的に中止規定が置かれておのです。これは原案の整理の目的を力に遂行するという立法建前からいへば当然であります。が、他面におきましてこうした権利の遂行が他

しくは競売手続等をなしておる場合におきましては、この中止がこれらの権利者に対して不当に損害を与えなない場合に限りて中止を命ずることができると、こういうふうに修正いたします。

第三番は、調査委員は裁判所の監督に服しておるのであります。これはひとしくかような重要な事項に携わるところの職務遂行者でありますから、裁判官に對するところの責任とを脱し今

せまして、やはり調査委員に対しましてもこれらの責任を負わしめる必要があるというふうに考えまして、審良な管理者の注意義務を負わしめ、損害賠償の責任を認めるというふうに修正いたしましたのであります。

第四点は、会社の債務が二千万円以下の場合においては、管財人を選任しないことに原案はなっております。これは破産法の場合におけるこの小破産というような制度から思いついた考え方であると思うのであります。併し本案のような場合におきましては、整理ということではなくして、先ほども申し上げましたごとく、会社

更生せしめるといふことにおいては
きな目的の相違もある。従つて小更
事案といひましたが、やはりこれ
遂行する責任者は管財人としてこれ
選任するほうが正しいあり方である
又この本案の目的遂行の上におい
ても、やはりそうあつたほうがその目
の遂行の実現を容易に期し得られる
であります。ただ費用というような

人といたしましては、責任あるところの管財人の手によつてこの更生計画が行われることが望ましい。又財界に對するところの一般信用の上からいつても、その更生を容易ならしむる点からいつても、こういうふうに改めたほうが最もふさわしいのではないかとはいふに考えまして、原案のこの点に對するところの考え方を改めまして、一千万円以下の場合においてもやはり同じく管財人を置くことにいたす。

した次第であります。

第五点は、第一回の関係人集会の期日は、開始決定の日から一カ月以内、更生債権及び更生担保権の調査の期は、届出期日の末日から一週間以上、一カ月以内の期間を経過した日となつておるのであります。これは、この種事件の遂行の上におきましては、最短かい日を以て成し遂げるという原案の考え方から出ておるのであります。併しこれは種々な実情から勘案いたしまして、原案に定むるがごとき短期間においては十分賄ひ得ないということが考えられましたので、委員会といしましてはこれを改めまして、いわ

る第一回の集会の期日は決定の日から二ヵ月以内、更生債権及び更生担保調査の期日は、届出期日の末日から週間以上二ヵ月以内の期間を経過し日と改めた次第であります。

第六点は、第五十四條各号に掲げ行為をするには、管財人は、裁判所特に定める金額以上の価額を有しなものを除いて、すべて裁判所の許可

得なければならぬと、こういうふう
にいたしてあるであります。併しこ
れは整理の場合においては最もふさわ
しい規定であると存するのであります
。併し生きた事業、現に動きつた
事業、而もその事業は通常の状態に
ある事業とやなくて、少しくゆすれ
ば倒れるかも知らんという困難な経
営状態にある事業会社、これを責任を
以て担当し、この事業を遂行し、且つ
加うるに整理という難事業を成し遂げ
なくちやならん、こうした重大な責任
者、いわば株式会社におけるところの
取締役社長というような責任と、従来
の破産法上というところの管財人とい
う、責任の二つを遂行しなくちやな
らないのです。こうした人を選ぶ場合
におきましては、最もこれに適するこ
ろのふさわしい人格者であり、手腕家
であり、そういう人が選ばれるのであ
りますから、この人に対しては、一
裁判所の許可をとらなければ事業遂
行がなし得ないとするならば、そうい
う事業を遂行するに、そういう裁判
所の許可をとらなければできないとい
うのでは、例えば仕入れする場合と
か、販売する場合とか、金融の操作と
か、いろいろあり得るわけです、これ
らをことごとく裁判所の許可を得ると
いうことは、これは事業を遂行するに
非常な不均衡を生じ、却つてこれによ
つてその事業を衰退に導く虞れがあ
る、かように考えられる。で、これは
原案が整理ということに主眼を置かれ
たからこういうことになりましたが、

〔理事岡部常君退席、委員長着席〕
いわゆる委員会の考え方のごとく、
更生ということに重点をおきますなら
ば、この点は包括的に管財人に対しま

して権限を与えるというあり方が最も
正しいと考える。その人の手腕の十分
發揮し得るようによめることを一番根
本的に考えなくてはならん。かように
考えまして原案を逆に修正いたしまし
て、原則として管財人はすべての権限
をなし得る、こういうことになしたま
して、特に例外として裁判所が必要と
する事項はこれとこれと、というふう
に一つ指示いたしまして、これ／＼の
事項は裁判所の許可を得てもらいたい
という決定をなさしめて事業の遂行を
図らう、要するに原案とは逆の建前を
とることに修正意見が一致したのであ
ります。

第七点は、更生手続開始決定があつ
た場合の国税徴収法による滞納処分等
の排除期間は、決定の日から更生計画
認可若しくは更生手続終了までの間、
又は決定の日から六カ月とし、裁判所
は徴収の権限を有する者の意見を聞いて
この六月の期間を三カ月間に限り延
期することができるとなつております
。この点は本法のいわゆる生命と
もいふべきものであつて、今日事業界
の現実のあり方といたしましては、す
べての債務に優先いたしましていわゆ
る国税の債務というものが、第一にそ
の事業にかぶさつて参るのです。この
債務の解決如何によつてその会社の更
生が図られると言つても過言ではない
と存じます。先づ以て国税徴収に対す
るところの債務猶予というものの対し
まして、期間を伸長すること僅か六カ
月におきましては、到底その更生手続
の進行というものがこの点において阻
まれるという点、及びこの伸長に對し
まして同意を得なければ伸長ができな
いというのであつたならば、その更生

計画というものは到底税務署とは一致
しない。というのは税務署のほうでは
事業のあり方はどうあらうと徴収とい
うことに主眼をおきまして、却つてそ
の事業全体をつぶすというのが今日の
あり方です。これは皆様御承知の通
り、日本全体の今日のあり方といたし
まして、この苛徴請求という形におい
てその会社がその税金をとることによ
つてつぶれるというのにかかわらず取
立てるといふのが現状です。むしろこ
れは会社を生かして徐々に取上げて、
国家の歳入をそれによつて完全に徴収
し得るといふ態勢を整え、いわゆる根
を枯らさずして生かしておいて果実を
取得する、国家はそれによつて損害を
こうむらない。こういう建前をとりま
すならば、却つて本法の目的も達し、
国家の歳入の完全な収納の目的も達す
ることと存する次第であります。こ
の点に對しましては原案を修正いたし
まして、六カ月は一年といたしまし
て、又同意を得ることを必要とするの
を、これを意見を徴する、いわゆる税
務署の考え方に対して無視するわ
けではなくて、十分それらの意見を参
酌いたしましてこの手続を遂行して行
くというようにいたしましたのでありま
す。尤もこの点に對しましては、この
税金を延ばすがいいか、延ばさぬがい
いかということは、いわゆる大蔵省関
係の税務官吏の認定に待つことなく、
この会社を更生することがいいか、更
生させるべきかどうかということを見
に取扱つて裁判所にその権限を委ね
るといふことのほうが最もふさわしい
と考えます。この使命を税務官吏に掌
握せしめると、若し原案のごとくいた
しますれば、この一点においてこの法

律の目的というものは挫折してしまつ
てこれ以後は進行しないという形にな
つて参るのでありますから、この点は
重要に考えまして原案を修正いたしま
して、只今申上げましたごとく修正す
るようになしたのであります。

第八点は、否認権の行使の方法は、
原案におきましては訴又は否認の請求
だけに限られていたものでありますが、
これは御承知の通り、我が国の破産法
におきましては抗弁によつてもこれは
否認権を行使することになつてゐるの
であります。これらの点はやはり破
産法と同様に抗弁によつてもこの否認
権を行使するようになしたほうが、
法の原則から申しましても、又事案の
処理の迅速その他便宜から考えまして
も、同様に取扱うほうが適當と考えて
修正することにいたしましたのでありま
す。

第九点は、更生手続開始当時、詐害
行為取消訴訟又は破産法の規定による
ところの否認の訴訟が係属するとき
は、その訴訟は中止するものとなつて
いるのであります。併しこの中止とい
うあり方は、訴訟経済の上からいいた
し、適当であらう、こう考えまして、こ
れを中止を中断に改めることにいたした
のであります。

のであります。併し今日の日本の経済
界、企業界のあり方から考えますれば、
この法律の目的を完全に遂行するの
に従来の法律だけ、利害関係のない
者だけから法律を選ぶというのでは誠
に至難な業であらうと思ふのでありま
す。例えば本法の一番骨子となるのは
管財人の選任方法です。この管財人を
よるならば、到底本法の目的は十分達成
し得ることは期待しがたい。むしろこ
れを広く管財人を求めるという基礎に
立つほうが最も本法を活かすことにな
るわけではないか。かように考えたこ
とと、殊に企業界のあり方といたしま
しては、むしろ利害関係のある銀行で
あるとか、親会社であるとか、或いは
子会社の大きな債権者であるとかこ
うした者が集まりまして、その企業を継
続、移管或いは存続せしめて生かして
行くこと、建て直して行くことというの
が今日の仕事のあり方である。又そうし
なければその事業というものは成り立
たないといふことは、実社会において行
われる現実のあり方である。かような
意味におきまして、原案におけるこ
ろの管財人の選任の制約というものを
外しまして、管財人の選任については
利害関係の有無を問わないこととし、
又法人を管財人に選任する場合にも何
らの制限をしないということにいたし
まして、広く人材を求めまして、そう
して主たる本法の企図するところの会
社更生のために最もふさわしいところ
の者をこれにタッチせしめるといふふ
うに改めたのであります。この点は各
財界人の一致したところの強い希望で
あつたのであります。

第十点は、管財人は利害関係のない
者のうちから選任しなければならず、
又法人は信託会社及び銀行に限つて管
財人となることのできるものとなつて
おるのであります。この原案の立て方
は、いわゆる先ほども申しましたごと
く、整理ということに基本的な考え方
をおかれしたので、いわゆる利害関
係人を排除するという考え方に立つた

第十一点は、租税等の請求権につい

ては、徴収の権限を有する者の同意がなければ、更生計画において減免その他の権利に影響を及ぼす定めができないことになつてゐるのであります。これは先ほど申立の場合におきましての説明と同様の趣旨でありまして、もしこの税務官吏の同意がなければ、租税に関する限りにおいては到底更生計画というものは立て得ないということになります。この点において更生計画は先ず大きな障害に突き当たることになりまして、以後の更生手続というものが進行し得ない状態に置かれております。而して今日の税務官吏の、下級官吏のあり方といつたしましては、到底、こうした大企業即ち何億何千万円という大企業の生きるか死ぬか、これをどういうふうにして経営して行くかというふうな高い視野、深い知識によつてこれを遂行し同意するといふようなことは、到底考えられないのです。それが現に租税徴収の面において、幾多の会社がこの事実によつてつぶれつつある現情に徴しても、容易にそういふことが言ひ得ると思ふのです。これはやはり更生計画の真にその目的を達成させるために努力する裁判所、管財人、利害関係人、これらの一致した考へ方に副わしむることのほうが、むしろ国家のためにも有益である。国家はそれによつて、先ほども申しましたごとく、少しも税金を取り得ないという状態に置かれるのではなくして、むしろ生かして置いて順次完全に取立て得るという状態に置かしむるような更生計画になるのでありますから、この場合におきましては、やはり税務官吏の意見を聞き、そして全責任をもつて管財人がこれを遂行するといふふう

基本を改めるほうが、最もこの更生計画を遂行する上に便宜であり、又その目的を達成するのに容易にでき得るという考えからいたしまして、これを二年以下の徴収の猶予又は納納延分の執行猶予は、徴収の権限を有する者の意見を聞いて定めることができる。第十二点は、会社財産を、事業が継続するものとして評価して清算したと仮定した場合において、債権の弁済を受けることができないう更生債権者を計画から除外することに原案はなつてゐるのであります。これは一応尤ものように聞えるのです。又尤ものであるかわかりません。併しおよその会社整理の場合におきまして、整理したならば、それは到底配当を受けられない、分与を受けられないという推定の下に、あらかじめこれらの債権者の権利を除外してしまふといふあり方は、公正妥当なものではあり得ないと思ひます。整理計算の結果においてそれがやられないといふならともかくといたしまして、一応そういう推定の下にその権利の行使を制約するといふことは正しくない。こう考えまして、この点に對するところの修正をいたしましては、原案のこの点を削除するといふことにはいたしまして、如何なる債権者といへども平等にこれらの更生計画に對する権利を有するものとした次第であります。そして更生計画にこれらもあえて参加せしめて、更生計画の遂行のために寄与せしむるというように修正いたしました次第であります。

第十三点は、杜債権者は原則として個別的にその権利を届出て更生手続に参加するものとし、杜債権集の委託を受けた会社又は担保附杜債信託法の受託会社は、権利の届出をしない杜債権者のために厚生手続に属する一切の行為をすることができる原則になつてゐるのです。これは杜債権者の立場から考えまして非常に便利のようではあります。また、便利のようではありますけれども、おおよそ杜債権者といふものは、個別的にその権利を主張するといふことはあり得ないし、杜債権を持つといふその人の立場から考えましても、或る一定の金額を杜債に替え、その利息を以て自己の財産の安定を期するといふ消極的な方法が多いのです。こういうような人は、みずから権利行使のために堂々たる杜債権者として届出て、そしてこれらの更生計画に参加せしめるということとは、理論的にいへば便宜のようであつて、實際はこれらの人の権利保護の目的を達成することができない。殊に杜債を受託会社が発行した場合において、これらの受託会社によつて杜債権者を代表してその権利を行使する機会を与えることが、最も杜債権者の場合におけるところのあり方として正しいではないか。こういう考へ方の下に、杜債権者についての届出、議決権の行使又は受託会社又は杜債権者の代表者は、杜債権者集の決議によつて杜債権者のために集約的に更生手続に参加することができるといふことになりました。

第十四点は、更生担保権者の組において更生計画案を可決するには、清算を内容とする計画案を除き、議決権の総額の四分の三以上に當る議決権者の同意を要するものとしてゐるのであります。で更生担保権者、いわゆる担保権者を持つところの更生債権者、これらの者も数によつてその担保権を制約される。例えば担保権者が百万円のものがある場合において、これを五十万円に減額せよといふことになりますれば、いわゆる物権たるところのこれらの強力な権利を数によつて制約するといふあり方は、延いては我が国におけるところの担保権制度の根本的な変革と言わなければならぬのです。又これが財界に及ぼすところの影響といふものは至大のものと言わなければならぬ。現に我が国の金融界におきましてはこれらの担保を基本にいたしまして融資いたしてゐるのです。然るに一度更生手続が開始されるといふことは、この安心して持つてゐるところの担保権が、これ自体が数によつて制約されるということになります。金、金融界の基本を危くするものと言わなければならぬ。かようなことによつて現実の整理ができるといふとしても、将来の金融といふものはさうな不安定な担保権によつては金融しなくなるのです。従つて将来の企業界に及ぼすところの金融の梗塞といふことはむしろ大きなマイナスと言わなければならぬのです。かようないわゆる担保権といふものを脆弱なものにならしむることとは、現実の整理には或いはいいかも知れませんが、将来の企業界のあり方、企業に對するところの金融といふものを考えますれば、マイナスの面のはうがむしろ多いと言わなくてはならぬのです。従つて原案のごとき制約規定を置かずいたしまして、修正案におきましては、更生担保権の期限の猶予を定める計画案については四分の三以上、減免その他の変更を加える計画案については全員の同意を要するといふふう

にいたしました。この担保権の確定を企図いたしました次第であります。第十五点は、管財人に対する融資等によつて生じた債権が、共益債権であることが原案においては非常に明確を欠いてゐるのです。これは普通の整理の場合におきましては、或いは裁判所に納めてあるところの預納金を以てその整理手続を賄ふといふこともあり得るのでありますけれども、本法の事業遂行の場合におきましては、これらの整理に要する金は微々たる金ではなくして、むしろその事業を継続、維持するために必要な融資、或いは現実にその事業を活かして行く面においては、少くとも管財人といふものは大きな責任を負わなくてはならぬ。これらの責任に基くところの債権は、やはり共益債権として明らかにその権利を保護することが、安心して管財人の事業遂行、職務遂行を達成せしむることになり得ると思ふので、こういうふうな修正をいたした次第であります。即ち特にこれを共益債権として明らかにすることにはいたしたのであります。

第十六点は、更生計画において予想された以上の収益があつた場合、その収益金の処分については原案においてその明確を欠いてゐるのです。更生計画は、更生計画通りに行く場合と、むしろ更生計画が予想せざるどころの余剰利益といふものをそこへ発生する場合も想像できるのであります。その場合において、債権者を痛め、債権者に辛抱をさせておいて、余剰利益はどうするかといふようなことを考えるならば、これに對するところの処分のあり方といふものをやはり更生計画に明らかにし、以て債権者の希望、明るさをそこ

に認めさせるほうがよろしいのではないかと、修正の意見といたしましては、右の収益金の処分を更生計画の必要の記載事項といたしたのであります。

第十七点は、更生計画において、弁済資金の調達方法を明示すべき債務は、期限が五年以上に亘る債務で、且つ更生計画によつて新たに負担され又は期限が猶予されたものに限つてゐるものであります。これはすべての債務について弁済資金調達方法を明示すべきものとすることが最もこれはふさわしい、のじやないか。いわゆる五年以上のもののみについてこれを明記させ、その他のものは明記させないといふことよりは、およそ更生計画が真にこれが遂行できるかどうかということを利用して関係人その他の者に知らしむるのには、あらかじめこういう資金をこゝう計画によつて調達して、そうしてこの更生計画は遂行できるのだといふことを更生計画自体によつて明らかにすることが最も適合するのではないかと、この点に対するところの修正を考えた次第であります。

以上のほか、本法は衆議院において来る七月一日から施行するということになつておりますが、目下の事情から申しまして一月の猶予においては本法を施行するにふさわしくないと考えまして、これを来る二十七年の八月一日から施行することに改めた次第であります。

以上をもちまして小委員会におけるところの修正意見が大体において只今指摘いたしました十八点について定められましたので、さような修正点を原

案の上においてこれを現実技術的に表しますと、このほかに目次の修正及び條文の繰上、繰下等が加わりまして、お手許に差上げましたところのいわゆる会社更生法に対するところの修正案、これによりまして條文の内容の修正としては百二十一條をば修正することに至るのであります。非常な膨大な修正になります。これによりまして本法が真にわが国の会社企業に対して大きな裨益を与えることと考えまして、かような更生計画を主として遂行できるような方向に改めた次第であります。小委員会におきましてはこの修正案を取まとめまして、全会一致をもつてお手許に差上げましたところの修正意見に決定いたしました次第であります。

なお和議及び破産に関する法案につきましては、原案通りこれを了承することに決定いたしました次第であります。

なお申上りましたが、和議法及び破産法につきましては、只今の会社更生法と同様な立場からいたしまして、施行期日を同様に来る二十七年八月一日と変更いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。

○委員長(小野義夫君) 只今の小委員長の御報告に對しまして御質問のあり方は御発言を願います。なお政府委員に對しても御質問の方は併せて御質問を願います。

○玉柳實君 第十国会以来一年間に亘りまして慎重審議の上この修正案を作ることにいたしました小委員会各位の御尽力に對しまして、深く敬意を表する次第でございますが、この際法務府当局に一言お伺いしておきたいと思ひますことは、小委員長から御報告になり

ました十七項目に亘る修正案に對しまして、審議の過程においてそれ／＼御参画の上御協議になつた趣きでございますが、法務府当局におかれましてはこの修正案に全面的に御同意になつておられるのでございませうかどうか、その点を参考にお伺いしたいと思います。

○政府委員(佐藤達夫君) 只今お話にございました通りに、この修正案でございます過程におきましても、我々は逐一御連絡を頂いておりましたのでございませう。経過はさうなことでございませうが、お尋ねの要点につきまして、私どももいたしましては只今の修正の全般に亘りましてその理由は一々御尤もであると拝承いたします。従ひましてこの修正に對して法務府といたしまして別段の異議はございませう。

○委員長(小野義夫君) 別に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めまして、両案を一括して直ちに討論に入ること御異議ございませうか。

○委員(小野義夫君) 御異議がないと認めて、これより討論に入ります。御意見のありのかたは賛否を明らかにしてお述べを願います。

なお小委員長よりは、先ほど御報告がございましたように、修正案が提出されておりますので、この修正案についても併せて御意見を述べを願ひます。……別に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて、採決に入ります。

先ず会社更生法案を議題に供し、小委員長提出の修正案を問題に供します。本修正案を可決することに賛成の諸君の御挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小野義夫君) 全会一致と認めます。よつて小委員長提出の修正案は可決されました。

次いで只今決定いたしました修正の部分を除く原案全部を問題に供します。修正部分を除く原案全部に賛成の諸君の御挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小野義夫君) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致を以て修正議決すべきものと決定いたしました。

○委員長(小野義夫君) 次に破産法及び和議法の一部を改正する法律案を議題に供します。先ず小委員長提出の修正案を問題に供します。本修正案を可決することに賛成の諸君の御挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小野義夫君) 全会一致と認めます。よつて小委員長提出の修正案は可決されました。

次に只今決定いたしました修正の部分を除く原案全部を問題に供します。修正部分を除く原案全部に賛成の諸君の御挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小野義夫君) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致を以て修正議決すべきものと決定いたしました。

なお例によりまして委員長の報告書の内容は委員長に御一任願ひたいと思ひます。両案に賛成者の御署名を願ひます。

多数意見者署名

伊藤 修 玉柳 實

加藤 武徳 吉田 法晴
岡部 常 長谷山行毅
左藤 義詮 一松 定吉

○委員長(小野義夫君) 次に工場抵当法及び鉱業抵当法の一部を改正する法律案を議題に供します。本案につきまして栗栖勉君より委員外議員として発言を求められておりますので、この際許可いたしたいと思ひますが、御異議ございませうか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小野義夫君) 御異議ないことを認めます。

○委員外議員(栗栖勉君) どうも民主クラブから一人の委員も出ておりませんので、一言お願いしようと思つて発言を求めましたところ、お許し下さいます。有難うございませう。

実はこの工場抵当法でございますが、私ども殊に私は長年工場金融をいたしておりますのでこの法律を使つて来たのでございませう。そうして今回改正になろうとおるところのものを見ますと、曾て私どもが不便であると感じたような点が改正になるようございまして誠に結構だと、むしろ遅いと思ひ次第でございます。併しその中に二点だけ一つお願いをしてみたらどうか、こう思ふのであります。

それは昭和十一、二年に司法省の中に法制審議会ができたのであります。そのときにも私もその法律を運用しておりました。……併しその分、併合ができるということは、そのときにもお願いしたのであります。

……併合ができるということは、そのときにもお願いしたのであります。

ところがそのときお願いした点で二点だけはまだ今度の改正で洩れておるよう
に思ふのであります。それでその二点
について簡単に一つ希望の趣旨を申述
べたいと思ひます。

一つは、工場を担保にいたしまして
そうして工場抵当を設定いたしており
ましたときに、その債務の不払とかそ
の他によつて抵当権を実行する場合が
しばしば起きて参つたのであります。
その実行いたしますときに、大きな
工場でございますから、個人が簡単に
競落をするというようなことは到底で
きないのでございます。多くは新会社を
作つて競落さすというような場合がし
ばしばあるものであります。そのとき
は新会社の設立の許可が確定しなけれ
ば、新会社の設立というものは一種の
不安定なものになつてしまふのであり
ます。許可が確定してしまふまでは、
個人としてこの競売に申出をして、そ
うして競落の許可の決定があり、それ
が確定いたしましたして、初めてその個人
の名前で引取つて、それから新たに会
社を設立してそうして会社に移すとい
ふ。二度に工場財団を移すというよう
な不便があるのであります。それから
その不便を避けようとするれば、或いは
初め小さい会社を作つておきまして、
そうしてそれが競売に申出をしまして、
競落許可に幸ひになればよろしくご
ざいますけれども、競売でございま
すから許可にならなくて他人が取つて
しまふというやうな場合もありません。
そうするとその会社はそのままもう解
散しなければならぬ、こういうふうな
不便があるのであります。そこで新会
社が工場を引継いで行く、それは競売
の形で引取るというやうな場合には、

発起人総代の名前で競売に申出をいた
しまして、そうして発起人総代に競落
許可の決定があれば、三月以内とか会
社を設立して会社自身が競落したこと
にして代金を納めて行く。こういうや
うな便法がありますと非常に便利にな
る。登記手続のごときも二回の移転で
なしに一回で済む、こういうようにな
ると思ふのであります。それはこの鉄
道抵当法とかその他にはそういう規定
があるのでございます。鉄道抵当法に
は七十四條から七十七條までについて
立派な規定があるわけでありまして、そ
れから鉄業抵当法につきましても大体
多少は違ひますけれども便宜規定があ
るのであります。四條の一項、二項、
三項、四項、五項ですか、これは不備
じやありませんけれども併しこれによつ
てそういうこともできることがはつき
りしてゐるのであります。然るに工場
抵当法ではそれが無いのであります。
が、これを発起人がこの会社設立を前
提とし、発起人を代表して総代もが
競売に申出をし、競落の許可の決定が
あり、確定した場合には会社を作つて
払込む、こういうやうな便法をついで
に認めて頂きましたならば非常に助か
るのじやないか。私も昭和二年から
七八年までのベニツクの場合、それか
らこの昭和十二年、十三年頃にはこの
不備を随分痛感いたしましたものであ
ります。これを簡単な規定でございま
すが、これを認めたならば、今回の
改正がなお光るのじやないかと思ふ
次第でございます。それが一点でござ
います。

またそれからこのほうの発言は来週の月
曜にいたしたいと思つております。こ
ちらが先になりましたのでございま
す。これは水利権と工場財団の問題で
あります。発電設備を担保にいたした
工場財団を作りまして担保として金融
を受けた場合であります。そのときに
勿論水利権というやうなものは事実上
は金によつて売買されるのであります
が、工場財団には属しちやありません。
私も実際経験いたしました例により
ますと、設備だけを競落しても或
いは譲り受けると思ひまして、水利
権は無いのでありますから魂のない、
ただ設備だけになりまして、そのため
に例へば工場財団が千円千圓の財
団を抵当権を実行しまして、水利権
を引取らなければその競落人がこの点
はできない。水利権を引取るためには
千円千圓、二千万千圓と随分すつたも
んだ苦しい経験を私銀時代に持つて
ゐるのであります。そこでこういう種類
の水利権というもののについては、発電
設備の工場財団を競落した者が当然引
継ぐといふことは、これはいささか酷
かと思ふのであります。併し抵当権
設定の際に当事者間において特約した
場合におきましては、そうして若し発
電設備を担保にした場合、他人に渡
したやうな場合には無償で、或いは有償
でもよろしいのでございまして、こ
の水利権をもその発電設備の取得者に
譲るといふ約束をした場合において
は、当然この発電設備を持つた人がこ
の水利権を取得するのだという意味の
ことを、一、二入れて頂きましたなら
ば……、電源開発がいろいろやかまし
いのでありますから、今度開発法の中
の規定などには相当不備もあつて、実

際にはなかくうまく運動しないだらう
と思ひますが、この水利権の問題は必
ずこの外資導入などの場合には水利権
をそういう手続をしなければならぬし
て金に借りられないものです。我々の
経験ではそうでございまして、それで
から何か特約をした場合においては特
約を当然認めて、当事者間で交渉す
るまでもなしに、水利権をその者に對
して譲るといふやうな規定を入れて頂
いたらばいいのじやないかと、こう思
つておるのであります。丁度一例を申
上げますと、電力会社では大同電力と
東邦電力の公債が一番早くできたので
あります。我々財団を作りましてそう
して担保にさあ入れるという場合に、
水利権が担保に入らぬのであります。
これで一頓挫いたしまして大体三月ぐ
らい空費したと思ひます。それから水
利権を当事者間で約束したらどうかと
いうことで約束したのであります。併
しそれでもなお約束はいつでも御破算
になるから困るというものでありまし
て、そこでこれは法律上の効果はあり
ませんけれども、当事の通信大臣が、
そういう約束のあることを認めて、而
も約束があるというに基いて設備
を取得した者にはやはり水利権も与え
得るのだという通信大臣の声明を出し
てもらひまして、ようやくあの電力会
社の最初の二つのときはできておるの
であります。その後はみなこれになら
つておるのであります。この電源開発
法はそういう点を落しておりますけれ
ども、いづれそのほうで月曜日も申
上げようと思つております。併し根本
的にはこうした抵当法に關連いたしま
すから、こうした抵当法で何か特約を
お考えを願つて、特約がある場合に

いは当然移るのだ、そのとき入れて
移すなどは言わないで移るのだとい
うことをはつきりいたしていただいた
らばいいのじやないかと、こう思ふ
のであります。それにごく類似した担保
の法制の中には一つあります。それは漁
業権を以て漁業財団を作つた場合に、
漁業権が漁業権者のいづれの不払とか
その他によつて免許を取消されたとい
う場合に、そうすると抵当権実行にな
ります。抵当権を実行した際に競落人
が抵当物の漁業権を取得した場合に
は、当然再び免許の取消を更に取消し
て、免許が復活して、漁業権としてその
競落人はそれを使うことができるとい
うやうな規定があるのであります。多
少趣意は違ひますけれどもこの種の規
定を入れて頂きましたらば非常に役立
つのではないかと。それで今後電源開
発を、或いは自家発電において、或いは電
力会社において、その他においていた
します場合には、必ず工場抵当法によ
る財団の設定が起つて来ます。そのと
きに外資導入もあつたし、外資導
入のない場合においても水利権の始末
がつかないといふ魂のない財団、生きた力
のない設備だけの財団では拾得で誰も
担保にとらぬと思ひます。この点を第
二の点として何かお考えを願ひたい。
開きますればもうここで最後の仕上げ
をおやりになさるというお話でありま
したが、もう少し待つてもらつてこの二
点だけを是非入れて頂きたいと思ふ
次第であります。

昭和十二年に私興業銀行におりまし
て、興業銀行から出しました書類の中
にもこの二点はみな出ておるわけであ
ります。それで財団の分割などに非常
によい規定が入つておりますからつい

でにこれをやつて頂いたらどうかと、
こう思う次第であります。我々の党か
らは一人の委員も出ておりませんので
まかり出て甚だ失礼いたしました。こ
れで一つお願いをいたしましたから引
下ります。

○伊藤修君 只今栗栖さんがおつしや
つた点は自動車抵当法の面においても
やはり問題になつておる点であると思
います。本案につきましては多少不備
ではあります。その点も勘案して書か
れておるわけであり。であります。
から、今栗栖さんのお説も出ておりま
すので、なお本法を研究するために本
日はこの程度で散会せられんことの動
議を提出いたします。

○委員長(小野義夫君) 只今の伊藤委
員からの動議もありましたが、委員外
の栗栖議員からの御提案等もあり、審
議を重ねるためにこの抵当法は継続す
ることにいたします。

○委員長(小野義夫君) 次に集団暴力
に関する調査小委員長の選任について
お諮りいたします。小委員長の選任は
便宜委員会において行うこととし、そ
の指名は委員長に御一任願うことに御
異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小野義夫君) 御異議がない
と認めます。

それでは本日はこれにて散会いたし
ます。

午後三時十三分散会

五月十五日日本委員会に左の事件を付託
された。(予備審査のための付託は四
月十七日)

一、破壊活動防止法案

一、公安調査庁設置法案
二、公安審査委員会設置法案